

平成 29 年度 横浜南陵高等学校 【不祥事ゼロプログラム】

横浜南陵高等学校は、不祥事の発生をゼロにすることを目的として、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

1 実施責任者

横浜南陵高等学校不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、副校長・教頭・事務長がこれを補佐する。
また、総括教諭は、校長、副校長及び教頭を補佐し、事務長を補助する。

2 行動計画（課題，目標，行動計画） **数字** は必須事項

	課 題	目 標	行動計画（*は職員啓発資料）
1	法令順守意識の向上 （公務外非行の防止、職員行動指針の周知・徹底を含む）	教職員としての職責と社会人の規範となる心構えを持ち、公務外非行を未然に防止する。	*「適切な休暇取得」による研修（2月）
2	わいせつ・セクハラ行為の防止	わいせつ、セクハラ行為を未然に防止する。	*「スクール・セクハラ防止」による研修（7月） ・職員の意識を高めるとともに、生徒間においてもセクハラに対する意識付けを徹底し、学校全体で防止に努める。
3	体罰、不適切な指導の防止	不適切な指導や体罰を未然に防止する。	*「体罰防止・人権に配慮した指導」による研修（10月） ・人権感覚を磨き、生徒理解を深める。 ・外部講師による人権研修（7/31(月)AM） ・外部講師による不祥事防止研修（10/25(水)15:50～）
4	入学者選抜、成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止	(1)入選マニュアルを事前に熟読し、不明な点を明確化し、適切な対応方法を全体で共有する。 (2)マニュアルに沿った成績処理及び進路関係書類の作成を進める。	(1) ・願書、調査書、答案、その他資料について、受領・作成から廃棄までの管理を徹底する。 ・採点、点検業務での慎重作業を徹底し、ミスを防止する。 (2) ・定期試験の作成は余裕をもって行なう。 ・正確で丁寧な点検を徹底する。 *「定期試験・成績処理の事故防止」による研修（5月） *「入学者選抜の事故防止」による研修（11月）
5	個人情報の管理、情報セキュリティ対策（パスワードの設定、誤廃棄防止）	県個人情報保護条例に基づき、個人情報の適性管理と流出を未然に防止する。	*「情報セキュリティ・個人情報の適切な取扱い」による研修（9月） ・成績処理、成績管理を適切に行なう。
6	交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守	交通法規を遵守し、安全意識を高め、交通事故の発生を未然に防止する。	*「交通事故防止・交通法規の遵守」による研修（12月） ・日常的な交通法規の遵守を呼びかける。
7	業務執行体制の確保等（情報共有、相互チェック体制、業務協力体制）	県教育委員会～事故・不祥事防止3か条～（こころがまえ編）の徹底を図る。	・「ほう・れん・そう」の徹底を心がけ、複数の職員による点検を確実にこなす。 *「業務執行体制の確保」による研修（1月） *「行政文書の取扱い」による研修（3月）

8	会計事務等の適正執行	県の会計基準に沿って、公費・私費・部活動費等の適正かつ公正な管理及び執行を行う。	* 私費会計事務処理に係る研修（4月） ・ 会計事務担当者に対して県の私費会計基準の扱いの周知徹底を図る。 ・ 私費会計に関する中間監査の結果をもとに、教職員全員を対象にした不祥事防止研修会を実施する。
<p><朝の打合せでの取組> 総括教諭が1週間ごとに立案した不祥事防止に係る取組項目を月曜日に読み上げ、注意を促し、不祥事防止への意識を高める。</p>			

3 事故発生時の対応

(1) 目標

万が一、事故等が発生した場合には現場の状況を的確に把握し、迅速に法令に基づいた行動をとるとともに、直ちに管理職へ報告し、情報収集や必要な処置を講じ事故の拡大を防止するための組織的な初期対応を行う。

(2) 行動計画

ア 生徒が被害者となった場合には、直ちに必要な措置を講ずるとともに、保護者ならびに管理職へ事実関係を報告する。保護者へ連絡する際はあくまでも生徒や保護者の立場にたち、事実関係のみを的確に伝え管理職からの指示を待つ。

イ 人命にかかわる可能性のある事故や報道機関への対応が必要とされるような重大事故では、早急に組織的な対応が必要とされるので管理職への連絡は速やかに行う。

ウ 報道機関へのアナウンスの窓口は原則として校長に一本化し、個人的な意見や感想は差し控え、管理職の指示のもと組織的な対応へと速やかに移行する。

4 検証

(1) 第1回検証

2に規定する行動計画について、平成29年11月までに実施状況を確認し、未実施があった場合は、12月中に補完措置を講ずる。また、行動計画については目標達成に向けて必要な場合は、修正を行う。

(2) 第2回検証

2に規定する行動計画について、平成30年2月初旬までに実施状況を検証し、未実施があった場合は、2月中に補完措置を講ずる。また、行動計画については目標達成に向けて必要な場合は、修正を行う。

(3) 第3回検証（最終）

2に規定する行動計画について、平成30年3月初旬に実施状況を検証するとともに、目標達成についての自己評価を行い、次年度に向けた不祥事ゼロプログラムを策定する。

5 実施結果

4(3)の検証を踏まえ「実施結果」を取りまとめたうえ、ホームページで公表する。

6 事務局

プログラムの策定及び実行の具体的手続きについては、事故防止会議がこれを行う。